載

連

タブーが60年ぶりに政治議題に

止も実現できるだろう。 待できないものだったが、農業の構造改革を拒んできた農協を、将来抜本的に改革できれば、 案の枠組みや項目自体は拒否できなかった。これまでの安倍政権による減反の見直しなどは、 動かし、必死の抵抗を試みた。自民党によってかなり骨抜きにはされたが、自民党も規制改革会議改革 善しようとする、本格的な提案だった。戦後最大の圧力団体である農協は、地方出身の自民党政治家を 規制改革会議がまとめた改革案は、農協の政治力を排除し、農協が作り上げた農業の高コスト体質を改 を分離しようとして挫折して以来、タブーだった農協改革が60年ぶりに政治の議題に上がった。当初、 1955年、 総理大臣の座を狙っていた大物政治家、河野一郎農林大臣が農協から信用 農協と農業の改革はこれからだ。 (銀行) 効果が期 減反の廃

協同組合原則に反する農協

品を高く販売できる。 を高め、資材を安く購入したり、製 組合を作ることで、市場での交渉力 農家のような小さな事業者も、協同 組合員が自主的に作る組織である。 その原則は、「利用者が所有し、 本来の協同組合は、 利用者である

のも、 組織の重要な事項について決定する やサービスを購入する利用者である。 協同組合では、組合の所有者が製品 やサービスを販売し、その利益の配 株主ではない不特定多数の人に製品 管理し、利益を受ける」という簡単 分を株主が受ける。これに対して、 なものである。株式会社の場合は、 利用者である。

員は利用者が管理するという協同組 外に、地域の人であれば誰でも組合 それなのに、正組合員である農家以 合原則に反している。 意思決定には関与できない。准組合 組合員は、組合を利用はできるが、 員になれる准組合員制度がある。准 農協とは農業者の職能組合である。 そのうえ、生協には否定されてい

> **山下**一仁 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹

を破壊したのは誰か」(講談社) 月から現職。著作に「日本の農業 77年農水省入省、ガット室長、農 やました・かずひと 東大法卒。 村振興局次長などを経て10年4 「農協解体」(宝島社)など。

農協には20~25%まで認められてい らの利用者は組合員ではないので、 に広告宣伝活動を行っている。これ けではなく、不特定多数の国民一般 組のスポンサーとなって、組合員だ のJAバンクは、 る組合員以外の利用(員外利用) 反している。 |利用者が所有する」という原則に ムラではなく「マチのみんな」 国民的なテレビ番

で否定するような反論を行っている すでに多数の子会社を作っていると 社化という改革案に対して、農協は 業共同組合連合会(全農)の株式会 やサービスを販売してきた。全国農 逃れを行い、不特定多数の人に製品 ることで、農協法の員外利用の規制 主張し、協同組合であることを進ん さらに、農協は多数の子会社を作

4

う。 なれそうなのだが、それは嫌だとい それなら、全農は簡単に株式会社に

用させないとかという圧力を加えて 農家に融資をしないとか、 農協に手数料収入が落ちないので、 を販売したり資材を買おうとすると、 また、農家が農協を通じないで作物 農協はなかなか応じようとしない。 提供を組合員が農協に要求しても、 らい違うのかなど、 売ルートと価格やサービスはどのく の価格で仕入れているのか、他の販 なのに、農協組織としては農家に高 く売った方が利益となる。どれだけ 材を安く購入するために作った組織 農協は、 農家が肥料などの農業資 農業資材の情報 施設を利

組合員農家は農協にとって「主人」をはなく、商売の対象となる単なるではなく、商売の対象である。こうした組織の販売の対象である。こうした組織が、「利用者(組合員)が利益を受が、「利用者(組合員)が利益を受が、「利用者(組合員)が利益を受が、「利用者(組合員)が利益を受が、「利用者(組合員)が利益を受が、「利用者(組合員)が利益を受が、「利用者(組合員)が利益を受ける」というにも対象となる単のでも、

日本だけの特殊な組織

努力をことごとく退けた。 ほか、農林官僚による小作人解放の 地主階級は、コメの関税を導入した 作料として得たコメの価格は上がる。 を抑制して供給を減少させれば、小 上げのための関税導入だった。輸入 政治活動の最たるものは、米価引き もに、地主階級の利益を代弁するた 組合」という二つの組織があった。 政府が作った官製の組織である。 作ったものではない。 めの政治活動を行っていた。農会の 戦前、農業には「農会」と「産業 そもそも農協は、 「農会」は、 農業技術の普及とと 農家が自主的 生協と違

地主階級と同根である。 農会の流れは、現在の農協の営農 指導・政治活動(JA全中=全国農 業協同組合中央会の系統)につなが っている。強力な政治力、高米価や 高関税への固執という点で、全中は

ほとんどだった。しかし、農産物価の資金融通団体、つまり信用組合がの販売・融資などを行うものだった。の販売・融資などを行うものだった。の資金融通団体、つまり信用組合がの資金融通団体、つまり信用組合が

を行う組織に拡充された。 を行う組織に拡充された。 がるために、農林省によって、産業 切るために、農林省によって、産業 がるために、農林省によって、産業

田・共済(保険)まで多様な事業を とことに、自発的に設立された専門 といる。これに対し、産業組合 と引き継いだ農協は、作物を問わず を引き継いだ農協は、作物を問わず を引き継いだ農協は、作物を問わず を引き継いだ農協は、作物を問わず を引き継いだ農協は、作物を問わず を引き継いだ農協は、作物を問わず を引き継いだ農協は、作物を問わず を引き継いだ農協は、作物を問わず を引き継いだ農協は、作物を問わず を引き継いだ農協は、作物を問わず を引き継いだ農協は、作物を問わず

部(GHQ)の意向は、農業会を完部(GHQ)の意向は、農業会」としが戦時中、統制団体「農業会」としが戦時中、統制団体「農業会」としい値段が付くヤミ市場に、コメを流い値段が付くヤミ市場に、コメを流してしまう。そうなると、貧しい人にもコメが届くように配給制度を運用している政府にコメが集まらなくなる。このため、政府は農業会を農協に衣替えし、この組織を活用して協に衣替えし、この組織を活用して協に衣替えし、この組織を活用している政府にコメが集まらなる。このため、政府は農業会を農協に衣替えし、この組織を活用している政府にコメが集まらなる。このため、政府は農業会を完め、政府は、農業会を完め、政府は、農業会とに、関策会と、政府に対して、政府は、農業会に、対策を対して、政府に対して、政府に対して、政府は、農業会を完め、政府は、農業会とに、、政府は、農業会とに、、政府は、農業会とに、、政府は、農業会と、

農民の自主的組織とすべきだという 通り、信用事業を持つ農協は独占的 対していた。GHQが危惧していた な事業体になるとして、GHQは反 損なわれるばかりか、 ると、信用事業の独立性や健全性が ったし、 意図したのは、 った。農協法を作る際も、 信用事業を兼務する組合を認めなか る「看板の塗り替え」に終わった。 ものだったが、農協は農業会の単な 加入ではなく、 に対して、融資を行わないなどの行 く、農協の活動に協力的でない農家 な事業体として発展しただけではな 農協法の前身の産業組合法は当初 信用事業を農協に兼務させ 欧米型の専門農協だ 加入・脱退が自由 農協が独占的 G H Q が

農村に君臨したのは、農協制である。村を支配したのは、農協制である。村を支配したのは、農協制である。農地改革で農地の所有権を与えられた農家、農村は保守化した。これを組織したのが農協だった。農協制も、地主制と同様、保守政党を支え、強力な政治力を発揮しながら、農業・農村に君臨した。

動を取るようになった。

数滞留。主業農家の規模拡大は阻害ストの高い零細規模の兼業農家が多農協が推進した高米価政策で、コ

全に解体するとともに、農協は強制

にようが、多女の食業と同じなり、多年の食料安全保障や多面的機能に不可欠食料安全保障や多面的機能に不可欠され、コメ農業は衰退した。減反で

が多 兼業農家から集まった資金は、 農協は、 農協は我が国第一 よりも准組合員に住宅・車・教育ロ る農協の口座に振り込まれることで、 ンとして貸し出された。 ところが、多数の兼業農家の農外 額な収入が、 農地の宅地などへの転用によ 農家ではない准組合員の方 准組合員は年々増加し、 の協同組合となった。 一位のメガバンクに 信用事業を兼務す 農業

展するという皮肉な結果が生じた。それを妨害し、脱農化することで発を発展させるために作られた組織が、全ての歯車がうまく回転した。農業

安倍政権の挑戦

例外とするよう政府・与党に迫り、医師会なども巻き込み、環太平洋連医師会なども巻き込み、環太平洋連医師会なども巻き込み、環太平洋連医師会なども巻き込み、環太平洋連医師会なども巻き込み、環太平洋連とが進動を展開し、日本経済全体の反対運動を展開し、日本経済全体の反対運動を展開し、日本経済全体の

Т 揺 出 価 交 ることは、 が下 PPによって関税が撤廃され るがす一大事だからだ。 し、主業農家主体の農業が実現す 渉 の進展をブロックし ·がり、 農協にとって組織基盤を 非効率な兼業農家が退 7 67 て米 る。

₽́, 過ぎてしまった。 ない農協は、 力が弱まれば、寄生植物も生きては 植物が栄養分を取り過ぎ、 交渉を妨害しているのである。 業が発展するために必要な、 ている。 ない。農協は日本の産業力に寄生し 要求など、 日本が小国なら、 ような力を通商交渉で発揮できるの いけない。 しかし、 日本の経済力が高いからである 寄生植物が、 アメリカは歯牙にも掛け 日本の農業団体 しかし、 T P P 日本の農業団体の それに気がつか 反対運動をやり 宿主である産 宿主の体 が、この T P P 寄生

議 に反対できない。 改革を突きつければ、 くない。 力を削ごうとしたことは、 安倍政権がこれらを妨害する農協 の試金石だと受け止められている。 やTPPはアベノミクス「第3の矢 の提案でも、 内外の機関投資家から、 組織の解体につながる農協 株式会社の農業参入 今回の規制改革会 農協はTPP 想像に難 農業改革

農協の集票力は落ちている。80年展協の抵抗なく実現された。についての規制緩和は、意外なほど

ある。これに候補者はおびえる。 る力はないが、 差がついてしまう。 れた票が相手方陣営に行くと6% っている時に、 で230万票を獲得していたが、 小選挙区制で2人の候補者が競り合 では3万票に減少した。もちろん、 に農業出身の候補者は参議院全国区 農協の集票力は落ちている。 L かし、 民主党の現状をみると、 落選させる力はまだ 例え3%でも組織さ 農協に当選させ 80 今 0

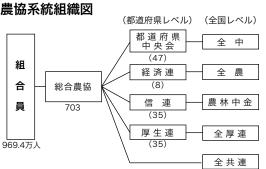
\$ ない。 解体・消滅した。 的な農政官僚の挑戦によって、 思われた地主制も、 となったのは、 手方陣営に票が行くかもしれないと 票を組織できないようにすれば、 に動揺し、 にあるのだろう。 ーとされた農協改革が政治のテー 自民党は農協票を当てにする必要は いう心配をしなくてよい。 同様である。 いっそ、 農地改革によって完全に こうした事情が背景 この組織を解体し、 微動だにしないと 農協改革の機は 寄生化した農協制 小作争議や革 長年タブ 相 新 マ

> よう。 グ 農協連合会は、 これに対して、 が と呼ばれる)、 活物資の供給 (これらは 「経済事業」 農産物の加工・販売、 協」と呼ばれる。 的には市町村レベルの農協で、 済などの機能ごとに組織されている。 料、 治活動の中心となっている。 行える全ての事業を行っている。 ループの指導機関とされているが 我が 都道府県の中央会、 図の 農薬などの農業資材の販 国 の農協組織の概略を説 「総合農協」とは、 信用、 経済事業、 都道府県段階以上 単協は、 全中は、 共済など農協 ガソリン、 農家への 信用、 J 共 生 0

豊協系統組織[

した。

農協の概要と特徴



(注)()内の数字は12年12月現在 (出所)総合農協統計表10年版、農業協同組合新聞13年 4月25日、JA全中HP

ある。 連、全農は、経済事業を行う組織で

事業は毎年赤字を計上しており、 はJAグループに毎年3000億円 農林中金が、ウォールストリートな 金などへ融資している。 ぎず、3割程度を准組合員への住宅 兆円の預金量を持つが、 のは、JAバンクである。 JAグループの経営面を支えている の小さい零細な兼業農家中心の経済 ほどの利益を還元している。ロット 金が集まる見返りとして、 全国のJAグループの支店網から預 どで運用して大きな利益を得ている。 ローンや元農家へのアパート建設資 る農業への融資はその1%程度にす 信連、 日本最大級の機関投資家である 農林中金のJAバンクは 残りの資金 衰退してい 農林中金 90

保険会社と異ならない。務を行う組織であり、機能は民間の務を行う組織であり、機能は民間の合会)は、生命保険、損害保険の業全共連(全国共済農業協同組合連

> はなく、 う。 て、 いる。 下 のだった。しかし、 る組合員が組合を管理するというも キー的な関係がないのは、当然だろ 合の性格から、このようなヒエラル トで農家に販売される。これに対し →経済連→全農というルートで販売 れ、肥料や農薬は、 (現場)からの運動という協同組 「系統」生協という言葉はない 協同組合の原則は、 連合会によって管理されて 単協は組合員で その逆のルー 利用者であ

規制改革会議の改革案

る。 た。 れ、 に関する規定を、 るため農業の構造改革に反対してき 協法制定以来の本格的な提案だった。 5月22日政府規制改革会議がまとめ び戦後農政の柱だった農協について められている。しかし、これらと並 た農協改革案は、戦後まもなくの農 を検討することさえ許されなかった。 は、この60年間、 定的ながら株式会社の農業参入も認 第一に、農協は兼業農家を維持す 食糧管理法は1995年に廃止さ 全中は系統農協などから毎年80 その政治活動の中心だった全中 農地法もたびたび修正され、限 農協法から削除す 政府の機関が改革

行うことはできなくなる。制的に賦課金を徴収して政治活動を法の後ろ盾がなくなれば、全中は強億円の賦課金を徴収してきた。農協

法人税、固定資産税の免除など、様々 ある。肥料・農薬、 協によって作られた高コスト体質が うことである。日本の農業には、 これは、協同組合性を否定するとい な優遇措置が認められてきた。 人が25・5%なのに19%という安い 適用されてこなかったし、一般の法 いう理由で、全農には独占禁止法が 企業体である。しかし、協同組合と 業機械で6割のシェアをもつ巨大な した農協は、肥料で8割、 は米国の2倍である。 第二に、全農の株式会社化である。 農業機械の価格 全農を中心と 農薬・農 農

本来、農協は農家が安く資材を購入するために作った組織だったのだ、独占禁止法が適用されないことが、独占禁止法が適用されないことが、独占禁止法が適用されないことが、独占禁と同じ条件で競争するようがなくなることによって、全農が一になれば、資材価格や食料品価格がになれば、資材価格や食料品価格がになれば、資材価格や食料品価格が

はないか。

店にしようというものである。代理店としての報酬は受けるので、現状から大きな変更はないが、形式的には、単協から信用・共済事業を分離は、単協から信用・共済事業を分離の利用を正組合員の半分以下に抑えることも打ち出した

農家らしい農家は農協から離れてい の「経営・ 社化は、子会社化を進めてきた農協 の言葉が寄せられる。全農の株式会 ら、よくぞ言ってくれたという激励 という著書を読んだ見知らぬ農家か る。 協は協同組合原則を無視している。 た内容だ」と非難した。しかし、 意思、経営・事業の実態と懸け離れ に対して、「組織の理念や組合員 全中会長は、 筆者の 事業の実態」そのもので 「農協解体」(宝島社) 規制改革会議 の提案 農

果を持ってないのか? 全中による農協の経営指導や監査 主農協を全中の意向に従わせる効 では農協職員による横領などの不祥 して農協職員による横領などの不祥 して農協職員による機協の経営指導や監査

なるのか? 豊作が見込まれたなぜ全農を通じると資材価格が高

第三は、

信用・共済事業について、

ある。準組合員については、「正組 題がない場合には」という条件付き 系統組織での検討を踏まえて、結論 は新たな制度に移行するが、「農協 が骨抜きされた文書となった。全中 制改革会議の答申は、 農が株式会社化されるだけで、 引き下げ、コメを引き取らないとい 2000円から一気に7000円に トーンダウンした。 るよう促す」。判断するのは全農で による問題の有無などを精査し、問 占禁止法の適用除外がなくなること を得る」。全農の株式会社化も、 自民党によって、6月に出された規 生活資材の共同購入を行っているA として協同組合である単協には、 する共同販売・購入についても、 化すればできなくなると農協が主張 めに行動しているのか? 株式会社 う意思表示をした全農は、 合員の事業利用との関係で一定のル で、「株式会社化を前向きに検討す コープは株式会社ではないのか? 占禁止法は適用されない。 ・ルを導入する方向で検討する」と 農協の意向を忖度せざるを得ない 07年に農家への仮渡金を1万 5月の改革案 しかも、 農家のた 依然 独 独 全

農協は、民間組織である農協に国

銀行は、 命保険、 10 農協法は、 規 農業改革は始まったばかりだ。 現できるような難題である。農協 戦し続けることによって、やっと実 革 60年間手を付けられなかった農協改 ど農業の構造改革も進む。 国民が議論するのは当然である。 の時代の農協法の在り方について、 て、 GHQと交渉して作った法律であっ を政府に集荷するために、 範で強大な特別の権能を認めている 動できる。しかし、 ても困らないし、 い。会社法によって設立されている能な法人は、日本国内で農協しかな 農産物販売から葬祭事業、銀行、 保険会社は損害保険業務ができない。 務 を農協としているのは、これを反映 n したものだ。しかし、 ば、農協は存続さえできない。広 関与するのはおかしいと反論した。 年くらいかけて、国民が農協に挑 が簡単に実現できるはずがない。 農協を改革できれば、減反廃止な の兼業は禁止されているし、 制改革会議の答申が判断する主体 農協が作ったものではない。 規制法である銀行法がなく 損害保険、 戦後の食糧難時代にコメ 今以上に自由に活 農協法がなくな 全ての業務が可 銀行は他の業 しかし、 農林省が 今

2 0